

令和4年度に向けた  
農地等利用最適化推進施策に  
関する意見書

令和3年11月  
旭川市農業委員会

新型コロナウイルス感染症の流行後、2度目の収穫を迎えました。

新型コロナウイルス感染症により、日本国内では外食産業や観光業などを中心に長期にわたり苦境を強いられるとともに、米の需要減、人口減少や消費者の消費動向の変化も相まって全国的に米の在庫が増加し、価格の下落を招くなど、農業もまた同様に非常に苦しい状況を強いられています。

一方、国外ではアメリカ・EU・台湾が、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生時より続けていた日本の農水産物に対する輸入規制の撤廃や緩和の実施や検討、英国・中国・台湾による TPP への加入申請といった動きがみられます。

旭川の農業に目を向けますと、以前より懸念されていました農業者の高齢化や離農などによる農業人口の減少が進行しているほか、鳥獣や異常気象による被害も深刻です。

旭川農業の発展はまちの経済、雇用、観光を促進させるのはもちろんのこと、食育を通じて旭川への郷土愛を育むことによる U ターンの促進や旭川のブランド力向上など、多くの可能性を秘めていることから、今津市長が公約の大きなカテゴリーとして「一次産業 未来都市」を掲げられ、農業を重視していただいていることを大変心強く感じております。

農業は旭川の経済はもちろんのこと、旭川市民の日々の食生活を支える重要な産業であり、農業者はその自覚と誇りをもって農業を営んでおります。

そして、我々農業委員も一丸となって農業の根幹である農地利用の最適化を通じ、旭川の農業と農業者を支えていく所存でありますので、旭川市におかれましても、様々な場面で御支援・御協力をいただければ幸いです。

令和3年11月16日

旭川市長 今津 寛介 様

旭川市農業委員会  
会長 鈴木 剛

# 目次

## 【現役農業者が抱える喫緊の課題】

- 1 新型コロナウイルス感染症による影響への支援 1

## 【現役農業者が抱える大きな課題】

- 2 担い手への農地利用の集積・集約化 2
- 3 ICT技術の積極的な導入による農業生産力の増進 4
- 4 鹿や熊等の有害鳥獣による食害や異常気象による被害への対策 5

## 【これからの農業に向けた課題と取組み】

- 5 新規参入の充実 6

## 【農業委員会の活動について】

- 6 次期農業委員改選に向けた支援 8

## 【現役農業者が抱える喫緊の課題】

### 1 新型コロナウイルス感染症による影響への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、買い物やレジャーが控えられていたりテレワークの実施等によって在宅時間が長くなる中、健康志向と安全安心な地元の農畜産物への関心の高まりを感じております。

その一方で、近年、そして今年も稲作は豊作だったところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり過剰在庫を抱え、米の価格が低迷しております。

このことは、今後の再生産費の確保が困難となり、農業者の経営体力が奪われることにつながります。

旭川の農業者は米をはじめ、高品質な野菜等を生産していることから、旭川の農畜産物への関心を呼び起こせるような活動に、積極的に取り組まれますようお願いいたします。

地産地消はもちろん、市長が公約で掲げられた国内外への販路拡大の取組みは欠かせないものと考えており、トップセールスによる旭川産農産物のPRや、将来的には新規建設も視野に入れた道の駅あさひかわをはじめ市民広報等を通じた市民への農業や食の魅力発信、イベント、観光地や宿泊施設における配布グッズや販売促進物としての旭川米や野菜等の活用などをお願いいたします。

## 【現役農業者が抱える大きな課題】

### 2 担い手への農地利用の集積・集約化

本市の農業・農村においては、農業者の高齢化や農業経営体数の減少により、現役の担い手へ農地集積が急激に進行している中、各農業者の負担は増加し続けております。

その負担により、農地の集積が追い付かない可能性も危惧されることから、継続的な支援が求められます。

#### (1) 農地の基盤整備事業について

##### ア 小規模基盤整備事業について

小規模基盤整備事業は各農業者が自らの農地を整備し、生産性を高める上で非常に有用な事業です。

しかし、近年、当該事業の予算が縮小された影響もあり、活用に数年待たなければならない状況が発生するなど、農地の整備が滞る事態も発生していることから、基盤整備事業実施地域との重複を避けた上で、農業者が安心して活用できるよう、予算の拡充をお願いいたします。

##### イ 耕地利用高度化推進事業について

国営や道営の大規模基盤整備事業による圃場の大区画化では、生産力を最大限活用するため、圃場を均平に整えるなど改めて小規模な条件整備が必要な場合があります。

国も、道営基盤整備事業の実施後、農機具のリース費用に補助制度を用意しております。

安定した収量の確保や整備後の圃場機能の維持のため、当該事業の実施をお願いいたします。

##### ウ 農村地域の生活道路の質の維持について

市内各所で行われている国営や道営の基盤整備事業で使用されている道路と排水路は、度重なる大型車両の通行で道路と排水路の劣化が進んでおり、事業実施後の農業者の日常生活に支障をきたしかねません。

特に、排水路は土地改良区が所管しておりますが、事業完了後は市への移管が予定されており、管理が行き届いていない状況です。

地域農業者が安心して営農、そして生活ができるよう、生活用道路としての質を維持していただくようお願いいたします。

(2) 農村地域に放置されている廃屋について

農村地域には、所有者の死亡や離農等により、解体されず放置された廃屋が点在しております。

こうした廃屋は大規模な基盤整備事業の障害となるだけでなく、効率的な営農を阻害するとともに、有害鳥獣のすみかとなって農地が荒らされる要因にもなりえます。

この廃屋の除却は地域にとって大きな負担であることから、除却にかかる市独自の制度を創設いただくようお願いいたします。

### 3 ICT 技術の積極的な導入による農業生産力の増進

担い手への農地の集積や基盤整備事業が進んでおり、大区画化された圃場に合った効率的な農作業が求められています。

日進月歩で開発される ICT 技術には、少ない稼働力で農業生産力を大きく向上させる可能性があります、その導入には相当な費用を要します。

これからの農業は、大規模な基盤整備による農地の大区画化と ICT 技術が両輪となり、生産性が大きく向上していくものと考えており、食料基地旭川として農業の大きな流れに乗り遅れることの無いよう、将来に向けた投資として、農業者の ICT 技術導入への支援をお願いいたします。

#### 4 鹿や熊等の有害鳥獣による食害や異常気象による被害への対策

農業は常に自然と関わっており、開墾以来、農業者は常に自然との共存を図りながら努力を重ねてきております。

そうした努力の積み重ねの一方、時に自然が猛威を振るい、農業に大きな被害をもたらすことがあります。

気象状況や鳥獣被害は年々変化が見られることから、時勢にあった支援が必要となります。

##### (1) 鹿や熊等の有害鳥獣による食害を防ぐための電気牧柵の設置に係る補助について

近年、鹿や熊等の有害鳥獣の生息分布の拡大が見られ、平地でも食害被害を受けるケースが増加しておりますが、ハンターによる駆除が追いつかず、各農業者が電気牧柵の設置等により対応せざるを得ない状況に陥っております。

鳥獣による食害は、農業者が経済的被害を受けるだけでなく、市場への作物の供給にも大きな影響を及ぼすことから、電気牧柵の設置に係る負担を軽減するため、補助制度の創設をお願いいたします。

##### (2) 異常気象への支援体制について

近年、大雨等の異常気象が多発し、農業被害が後を絶たない状況にあります。

今年もこれまでに経験のない高温と雨の不足に見舞われ、葉物野菜等が打撃を受けるなど、予期せぬ自然災害の脅威にさらされております。

これまでも大雨等による災害発生時には適切な御対応をいただいているところではありますが、今後も異常気象による農地への甚大な被害が及ぶ可能性は否定できないことから、平時から災害発生時の体制整備をお願いいたします。



## 【これからの農業に向けた課題と取組み】

### 5 新規参入の充実

農業者の高齢化や離農などにより、担い手が耕作できる面積が限界を迎えつつあります。

農業者人口の減少は、担い手への農地集積の停滞だけでなく、新たな遊休農地の発生につながることであり、旭川の農業そのものの衰退につながることから、安定的な雇用を創出することが課題となっております。

#### (1) 新規就農に係る新たな支援制度について

現在、新規就農希望者向けに実施されている国の農業次世代人材投資事業が、令和4年度に新たな事業に生まれ変わり、より支援が充実することとなります。

これまでの本市独自の制度と合わせて、引き続き新規就農への御支援をいただくようお願いいたします。

#### (2) 農業への多様な人材の確保について

農業就業者の確保策については、これまでも新規就農策や後継者対策により実施いただけてきております。

しかし、農業者の減少に歯止めが掛からない状況が続いていることから、これまでの取組みに加えて多様な人材を取り込むため、就農希望者を受け入れる新たな入り口として農業法人への就業促進を提案いたします。

農業法人での就業は、生活費が給与で確保されている中で農業技術の習得が可能であり、就農への足掛かりを作ることができるほか、その受け皿である農業法人を安定的に継承していく道筋を後押しすることができます。

つきましては、求人希望のある農業法人に対してプロモーションの機会の設置、道外でのセミナーの周知や参加の機会の提供、就農希望者が就農する法人への支援の創設をお願いいたします。

### (3) 離農希望者と就農希望者のマッチングについて

農業者の高齢化が進む中で、離農者もまた増加傾向にあり、その7割以上に後継者がおりません。

そうした離農者は農地だけでなく、農業用の施設や機械も共に処分を希望するケースがある一方で、就農を希望する方にとって農業用機械等の初期投資は大きな負担を伴います。

つきましては、農地の保全と就農希望者の負担軽減を図るため、離農者と就農希望者をマッチングする第三者継承により、農地だけでなく農業用施設や機械等を合わせて継承できるよう、第三者機関の設置等の御検討をよろしく願いいたします。

## 【農業委員会の活動について】

### 6 次期農業委員改選に向けた支援

現在の農業委員は、令和2年に改選された法令上限の37名で構成されており、令和5年には次の改選期を迎えます。

市内の農業経営体数が減少したことにより、法令上、次期改選では委員数を上限の27名とするか、もしくは14名にした上で新たに農地利用最適化推進委員を設置するかを選択をする必要があります、いずれにしてもこれまでとは大きく体制が変わることとなります。

この体制については今後、農業委員会において検討を重ねた上で決定し、令和4年第4回定例会に議案提出を予定しておりますが、本市の農業の更なる推進のため、農業委員会の決定を尊重いただくとともに、体制が変わっても、これまでと同様に市と連携し、旭川の農業及び農業者のために農地行政を全うしてまいりますので、今後とも必要な御支援を賜りますようお願い申し上げます。